令和6年一級建築士学科試験 講評

令和6年7月29日 TAC建築士講座

井澤です。

受験生のみなさん、本当にお疲れ様でした。 自分の持っている力を発揮できたでしょうか。

学科試験当日20時から始めた「井澤ひとり感想戦」では

開始時点で全 125 間の解答番号を出すことができ、気が付いたら全 125 間の解説をしていましたw

まだご覧になっていない方がいれば、ぜひ見てみていただければと思います。

https://www.youtube.com/watch?v=rqbjhIAAON4

また、合格推定点については、以下をご覧ください。

https://www.tac-school.co.jp/file/tac/kouza_kenchiku/2024pdf/202407/2024_1kyu_suiteitenn.pdf

合格推定点の推定にも使った TACデータリサーチ結果を再掲します。

	TACデータリサーチ結果						本試験 合格基準点
	計画	環境•設備	法規	構造	施工	総得点	総得点
令和4年平均点	14.7点	15.6 点	23.1点	21.9 点	16.0 点	91.2点	91 点
令和5年平均点	13.7点	12.9 点	22.6 点	22.0 点	17.1点	88.4点	88 点
令和6年平均点	13.0 点	15.2 点	23.4点	23.6 点	18.6点	93.8点	9月4日発表

上表により、**難易度**は次のように判断できます。

- ・全体 易しい
- ・計画 難しい
- ・環境 易しい
- ・ 法規 やや易しい
- 構造 易しい
- ・施工 易しい

以下、各科目の特徴的な問題を説明します。

PRばかりが多くなってしまいましたが、TACの分析力を実感していただきたいのでお許しください!

【重要】施工 [No. 19] については、肢4とともに肢2も不適当として、複数正答となる可能性も考えられますので、内容をご確認ください。

計画

- [全般] 建築業界としての重要課題である省エネ、環境負荷低減、災害対策、バリアフリー、木造建築推進、耐震改修、既存建築物のリノベーション・保存再生、都市計画の視点、技術革新・デジタル革新などを意識した出題でした。
- [全般] 実例建築物等からは、日本建築史1問、西洋建築史1問、住宅1問、美術館1問の合計4間でした。令和3年の8問をピークとする実例建築物の偏重はひとまず落ち着いた感じです。

資格の学校 TAC

- [No. 4 肢 2] 難問です。「ウェイファインディング・デザイン」とは、備品・什器などをエリアごとに統一するなどして、ウェイ(道)をファインディング(見つける)しやすくするデザイン、つまり、不慣れな環境において目的地に誘導する手法です。
- [No. 5 肢 4] 新規問題である「**気候風土適応住宅**」は、TAC公開模試の環境・設備 No. 1 肢 3 が**ズバリ 的中**でした!
- [No. 9 肢 2] 新規問題である「**ホテル客室内の浴室の出入口に至る直角路となる通路の有効幅員 1,000 mm** 以上」は、直前テスト 1 回 No. 9 肢 4 が**ズバリ的中**でした!
- [No.11 肢 4] 難問です。「風致地区」は「都市計画法 9 条 22 項」に基づく地区です。一方、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」は歴史的風致に特化しその維持及び向上を図る法律です。
- [No. 15 肢 2] 難問です。「ジェントリフィケーション」は、平たく言えば、都市のジェントルマン化(紳士化)です。居住環境が良好ではない地区に富裕層が移住して再開発などが行われ、居住環境が向上することを言います。

環境·設備

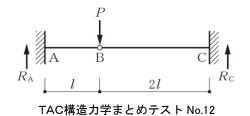
- [No. 2 肢 3] 新規問題である「**室内の暑さ指数(WBGT)**」は、湿球黒球温度(Wet Bulb Globe Temperature)です。TAC公開模試の環境・設備 No. 2 肢 2 が**ズバリ的中**でした!
- [No.11] 空気調和設備の図問題です。外気冷房は、冬でも冷房が必要な場合に低温の外気を取り入れる方式です。OA(外気ダクト)を取り入れる方式A、Bいずれも外気冷房が可能です。
- [No. 20 肢 3] 人の健康やウェルネス(心身ともに健康であること)に着目した環境性能評価システムは、WELL認証です(ウェルネスのWELL)。

法規

- [全般] 令和6年からはじめて出題範囲に含まれると受験要領で明記された「告示」から2問出題されています。いずれもTACでは「告示 出題予想講座」でしっかり対策講義を行いました。
- [No. 9 肢 1] 無窓居室であっても床面積 30 ㎡以内で自動火災報知設備を設置すれば、主要構造部を耐火構造等とする必要はありません。法 35 条の 3 及び令 111 条に基づく令和 2 年告示 249 号一号本文、同号イ及び二号へ。予想問題もズバリ的中です!
- [No. 29 肢 4] 異種用途区画が必要であっても所定の用途間で、かつ、自動火災報知設備を設けた場合は異種用途区画が不要になります。令 112 条 18 項ただし書に基づく令和 2 年告示 250 号第 1 四号及び 五号並びに第 2。
- [全般] 法改正された内容から No. 27 肢 3 (分譲型規格共同住宅等)、No. 29 肢 2 (太陽光発電設備の設置による容積率制限の緩和)、No. 30 肢 4 (宅地造成及び特定盛土等規制法)が出題されており、これらも「法改正 出題予想講座」でしっかり対策講義を行いました。
- [No. 17] 斜線制限の計算問題は、道路斜線制限の適用距離の範囲外という出題ですが、法規特訓テスト2回 No. 18 で扱いました。

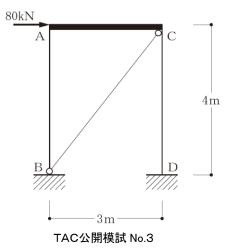
構造

[No. 2] 梁に設けられたヒンジの**左右で剛性が異なる場合の反力の比**を求める難問ですが、総合学科本科生の「構造力学マスター」「構造力学まとめテスト」No. 12 でほとんど同じ問題を扱いました。



資格の学校 TAC

- [No. 4] **合成骨組**の両柱の支持条件が異なるため、剛性が異なりせん断力も異なるという難問ですが、公開模試 No. 3 が**ズバリ的中**でした!
- [No. 19] 地盤・土質に関する難問です。肢2の**グラベルドレーン工法**は新規問題ですが、構造テキストp415、施工テキストp102で扱っています。
- [No. 26] 耐力壁の配置とねじれ防止に関する図の問題です。ねじれ防止のために肢1図のように外周部の耐力壁を厚くするのが有効であることが分かれば、肢3図のように外周部の耐力壁を削除したら良くないことは明らかです。



施工

- [全般] **直前対策の総まとめ講義**では「1.差が付く厳選 20 問」「2.重ね幅」「3.目地」「4.過去に誤りで出題された数値の問題の総点検」を扱いました。たくさん出題されました。枚挙にいとまがありません。
 - ・No. 2 肢 3 (満 18 歳未満の就業禁止)、No. 5 肢 4 (足場の墜落防止措置の幅木高さ 15 cm以上)、No. 9 肢 1 (打放し以外のせき板B-C品、厚さ 12 mm以上)、No. 16 肢 2 (塗膜防水工事の防水材重ね幅 100 mm以上、補強布 50 mm以上)、No. 11 肢 1 (コンクリートの打重ね時間間隔)、No. 17 肢 1 (タイル用テストハンマー全面検査)、No. 18 肢 2 (ガラスブロック平積みの目地幅)、No. 19 肢 3 (軽量鉄骨天井下地の野縁等、屋内 19 形、屋外 25 形)、No. 20 肢 4 (排水管の勾配)などなど

【重要】

[No. 19] 肢 4 とともに肢 2 も不適当として、複数正答となる可能性も考えられます。

- ・肢4は、軽量鉄骨天井下地のクリップは交互につめの向きを変えるという定番の誤りです。
- ・ただし、肢2についても誤りではないかという疑義が残ります。
- ・肢2の「スタッド」は「補強材」が正確です。
- ・スタッドと補強材は厚み等の寸法が異なり、補強材のほうが強いです。
- ・一級建築施工管理技士試験では、令和4年No.58 肢5などにおいて次のような誤りの問題が繰り返し出題されています。

「区分記号 65 形のスタッド材を使用した袖壁端部の補強材は、垂直方向の長さが 4.0mを超えたため、スタッド材を 2 本抱き合わせて溶接したものを用いた。」(誤) (正しくはスタッド材ではなく補強材)

・「JASS26 内装工事」においても、「5.1.3 鋼製壁下地 d.(3)(i)(へ)出入口およびこれに類する 開口部の補強材」の解説に次のように定められています。

「65 形・75 形で補強材の長さが4mを超える場合は、同材の補強材を2本抱き合わせ、上下端部および間隔600mm程度に溶接したものを用いる。」

講評は以上です。

本当にお疲れ様でした!